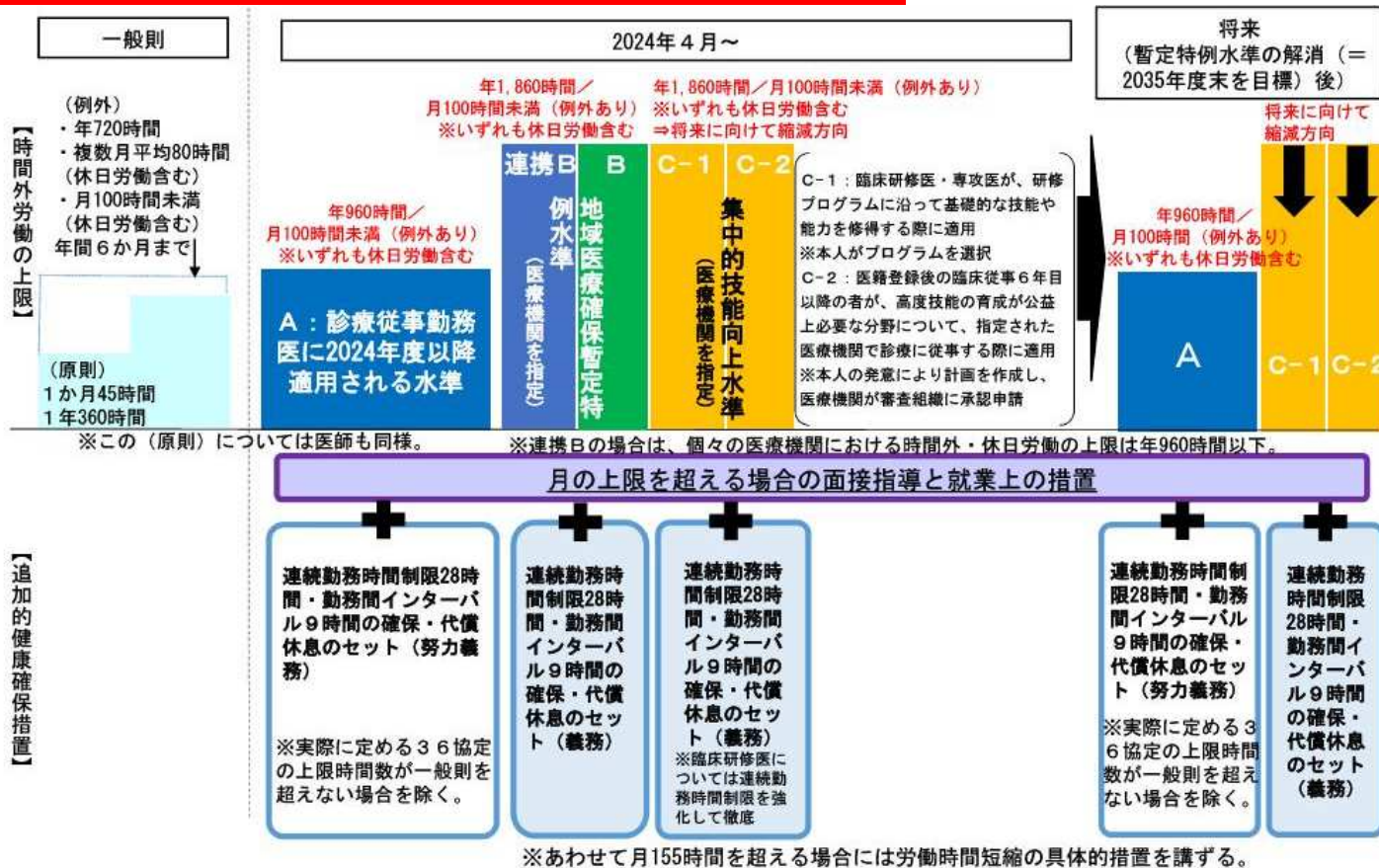


新見労働基準監督署からのお知らせ

医師を雇用する事業者のみなさまへ

令和6年(2024年)4月1日から医師にも時間外労働の上限規制が適用されます。
(届出様式も変更、様式は厚生労働省HPからダウンロードできます)

★時間外労働の上限規制(令和6年4月1日施行)



医師の時間外労働が1か月100時間を超えることが**見込まれるとき**は、勤務間インターバルの確保と**事前に**面接指導実施医師(一定の要件あり)による面接指導を実施する必要があります。

いきいき働く医療機関サポートWeb いきサポ
医師の働き方改革の解説動画や「医師の働き方改革 2024年4月までの手続きガイド」などの関連資料が閲覧できます。



★勤務間インターバル・代償休息について

勤務間インターバルは次のいずれかの方法により確保しましょう。

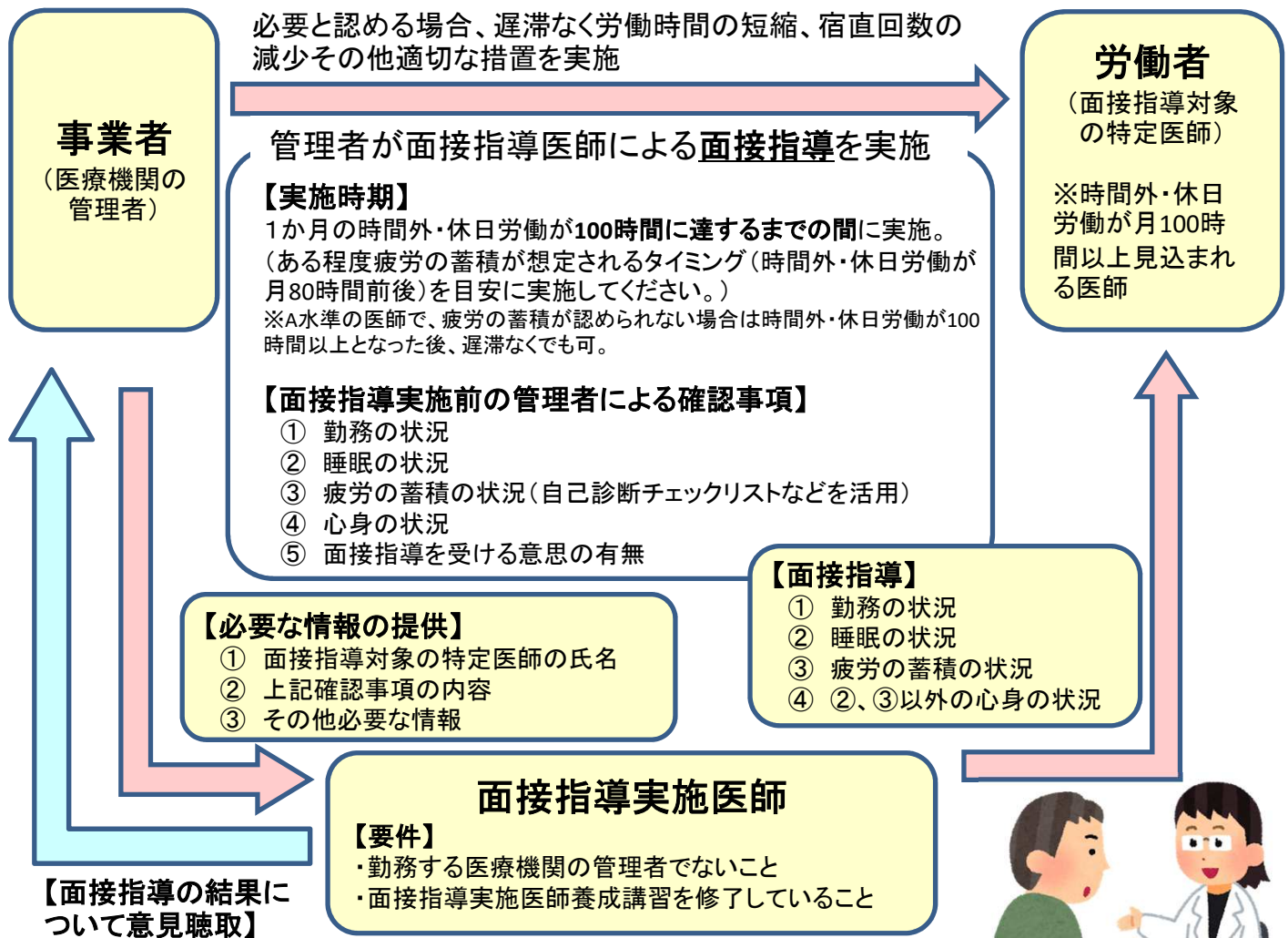
- ① 始業から24時間以内に9時間の連続した休息時間を確保
- ② 始業から46時間以内に18時間の連続した休息時間を確保
(宿日直許可のない宿日直に従事させる場合で、上記①による休息期間を確保しない場合)

※ 業務開始から継続24時間を経過するまでに、宿日直許可のある宿日直勤務に継続9時間従事させる場合は、休息期間の確保を要しません。

上記①、②の休息時間中に、やむを得ない理由により労働させた場合、当該労働時間に相当する休息時間(代償休息)を翌月末日までに付与する必要があります。

★面接指導実施医師による面接指導について

時間外・休日労働が月100時間以上となることが見込まれる特定医師に対して、面接指導実施医師による面接指導を実施しなければなりません。



産業医面談と長時間労働医師への面接指導の関係

これまで行われてきた労働安全衛生法に基づく面接指導(いわゆる「産業医面談」)については、要件に当てはまる場合には、別途実施する必要があります。ただし、労働基準法に基づく面接指導を実施し、かつ安衛法第66条の8第2項のただし書きの書面を提出した場合は、改めて産業医面談を行う必要はありません。

★時間外・休日労働に関する協定届の様式変更(令和6年4月1日届出分より)

36協定新様式のダウンロードはこちら厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudoukijunkankei.html



★その他関連機関

特例水準の評価については
医療機関勤務環境評価センター
ホームページ

<https://sites.google.com/hyouka-center.med.or.jp/hyouka-center>



医師の働き方改革の相談に応じます
岡山県医療勤務環境改善支援センター
ホームページ
<https://www.okayama.med.or.jp/special/iryokinmu/index.html>

